

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月4日（平成28年（行情）諮問第209号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第210号）

事件名：「平成工兵ジャーナル磨輝絆」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

『磨輝絆』（2014.3.5一本本B1088で特定された文書の全て。）*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，次の4文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であるが，別表1に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 平成工兵ジャーナル 磨輝絆 第19巻 平成25年5月27日

文書2 平成工兵ジャーナル 磨輝絆 第20巻 平成25年7月19日

文書3 平成工兵ジャーナル 磨輝絆 第21巻 平成25年10月31日

文書4 平成工兵ジャーナル 磨輝絆 第22巻 平成26年1月29日

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，平成27年11月13日付け防官文第18000号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の

電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

本件対象文書は2種類存在する。

本件対象文書である「磨輝絆」は第19巻より、①部隊保存専用データと②隊員個人で保存可能なデータの2種類が作成されるようになった。

処分庁が本件開示決定で特定したのはいずれのデータであるのか不明なので、理由説明書における「不開示とした部分」及び「不開示とした理由説明」の記述は現時点では意味をなさない。

まず①及び②のいずれを特定したのかが明らかにされるとともに、もう一方を特定しなかったことが妥当である理由について諮問庁は説明するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『磨輝絆』（2014. 3. 5－本本B1088で特定された文書の全て）＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求に対し本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対し，法9条1項の規定に基づき，平成27年11月13日付け防官文第18000号により，法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 文書特定について

本件開示請求は，本件と同一開示請求者から過去になされた開示請求（受付番号2014. 3. 5－本本B1088）に対して特定した行政文書を求めるものであることから，原処分においては前回請求と同一の行政文書を特定した。

3 法5条該当性について

原処分において，不開示とした部分及び不開示とした理由は別表2のとおりであり，法5条1号に該当する部分については，特定の個人を識別することができることから，法5条3号に該当する部分については，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれ，又は我が国と他国及び国際機関との間で相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は，「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し，本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定するよう求めるが，原処分に係る文書特定は前回請求における特定文書と同一であり，前回請求に対する一部開示決定に係る平成27年度（行情）答申第621号において妥当とされている。
- (2) 異議申立人は，「本件開示決定通知からは不明である」として，本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに，「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は，法に反する」として，「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し，開示・不開示を判断するよう求めるが，本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については，いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく，法2条2項の行政文書に該当しないため，本件開示請求に対して特定し，開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表2のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 平成28年3月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月15日 | 審議 |
| ④ 同年4月4日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年6月27日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊の全国施設科部隊及び陸上自衛隊施設学校（以下「施設学校」という。）の主要な訓練成果を情報共有し施設科の発展充実を図ることを目的として、施設学校が発行している部内向けの文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、施設学校が保有しているPDF形式の電磁的記録であり、防衛省において、当該PDF形式以外に本件対象文書の電磁

的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、施設学校の担当者が施設学校の各部及び全国施設科部隊から将来の施設科部隊の編成・運用、装備品等に関する事項、訓練成果、国際貢献・災害派遣から得た教育事項等に係る情報を電子メール等で収集し、これを校正・編集し、表紙等を添付して電磁的記録を作成した上、紙媒体に印刷して原議とし、施設学校長の決裁を受けた後、当該電磁的記録をPDF形式の電磁的記録に変換し保存した。

ウ 施設学校は、上記イのPDF形式の電磁的記録について、陸上自衛隊内の情報共有のため、部内イントラネット上の掲示板へ掲載している。

本件開示請求を受け、掲示板へ掲載している上記のPDF形式の電磁的記録を特定したものである。

エ 施設学校の各部及び全国施設科部隊から電子メール等で収集した情報及びそれを校正・編集した電磁的記録については、本件対象文書の完成後は必要がないため廃棄した。

(2) 本件対象文書については、その作成方法及び利用方法を踏まえると、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はない。異議申立人は意見書において「磨輝絆」は2種類ある旨主張しているが、本件開示請求は別件決定で特定された文書を請求するものであり、本件対象文書を見分したところ、別件決定で特定された文書と同一のものであることが確認されたため、異議申立人の意見には理由がない。したがって、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報

別表2の番号1欄に掲げる不開示部分は、自衛隊員等の写真の顔部分及び民間人の氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 陸上自衛隊の研究に関する情報

別表2の番号2欄に掲げる不開示部分には、施設学校の研究に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、別表1に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用構想が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表1に掲げる部分については、本件対象文書において同旨の情報が開示されており、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 陸上自衛隊の組織編成に関する情報

別表2の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の組織編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 陸上自衛隊の教育訓練等に関する情報

別表2の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 国際連合の細部組織に関する情報

別表2の番号5欄に掲げる不開示部分には、国際連合南スーダンミッションの細部組織に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該ミッションの細部組織が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表1に掲げる部分は同条3号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表 1

番号	文書番号	開示すべき部分	
1	文書 1	47頁	3(1)の1行目の10文字目ないし21文字目
			3(1)の3行目の29文字目ないし4行目の4文字目
			3(2)の全て
		49頁	(イ) aの1行目及び(a)
			図2の表題及び1行目
			(b)の1行目
			表6の表題
		50頁	表7の表題
			bの1行目
		55頁	3行目の8文字目ないし4行目の4文字目
			表13の検証項目欄
			表13の目的欄の1行目の1文字目ないし9文字目及び同18文字目ないし2行目17文字目
			(ア)の全て
		56頁	(イ) aの1行目及び(a)
		57頁	図6の表題及び1行目
			(b)の1行目
			表16の表題
58頁	表17の表題		
	bの1行目		

別表 2

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	目次, 43頁, 122頁及び123頁の一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができる。
	文書 2	目次, 70頁, 83頁及び84頁の一部	
	文書 3	目次, 99頁, 104頁及び105頁の一部	
	文書 4	目次, 106頁及び107頁の一部	
2	文書 1	45頁ないし47頁, 49頁ないし67頁及び69頁ないし75頁の一部	陸上自衛隊の研究に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の将来の運用構想が推察される。
3	文書 1	114頁及び115頁の一部	陸上自衛隊の組織編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の態勢が推察される。
	文書 2	77頁及び80頁ないし82頁の一部	
	文書 3	90頁, 95頁及び98頁の一部	
	文書 4	11頁ないし13頁, 60頁, 96頁, 99頁及び100頁の一部	
4	文書 1	114頁及び115頁の一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の能力及び訓練練度が推察される。
	文書 2	49頁の一部	
	文書 3	72頁ないし82頁の一部	
	文書 4	12頁, 13頁, 57頁及び60頁ないし62頁の一部	
5	文書 1	101頁及び105頁の一部	国際連合の細部組織に関する情報であり, これを公にすることにより, 我が国と他国及び国際機関との間で相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがある。